

一般質問一覧表

田原市議会第2回定例会（第2日・第3日）

平成29年6月12日・13日

個人質問

平成29年6月12日（予定）

1番 公明党田原市議団 辻 史子議員

（一問一答方式）

○ 就学援助について

1. 「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給について
2. 就学援助の現況について

（一問一答方式）

○ 安心して快適なトイレの洋式化等整備の取組について

1. 既設公衆トイレの整備状況について
2. 小中学校施設のトイレの状況は

2番 自民クラブ 仲谷政弘議員

（一問一答方式）

○ まちなかの賑わいづくりの取組について

1. 多くの市民や来訪者で賑わうまちづくりについて
2. 住みたくなる、住み続けたいまちづくりについて
3. 誰もが活動したくなるまちづくりについて

3番 自民クラブ 長神隆士議員

（一問一答方式）

○ 6次産業化と農商工等連携について

1. 6次産業化、農商工等連携に係る本市の課題について
2. 新規事業者の参入に関する取組について
3. 渥美半島たはらブランド認定の取組について
4. 産直施設を活かした新たな産業の創出について

4番 自民クラブ 森下田嘉治議員

(一問一答方式)

- 再生可能エネルギー普及に係る対応について
 - 1. 太陽光・風力発電施設の設置に関するガイドライン施行後の状況について
 - 2. 小型風力発電事業の普及と課題について
 - 3. 営農型発電施設への考え方について
 - 4. 小型バイオマス及び小水力・マイクロ小水力発電事業の普及等へ向けた考え方について
 - 5. 再生可能エネルギー施設の防災上の観点からの検証について
 - 6. 各種計画、ガイドラインの改定について

5番 自民クラブ 小川貴夫議員

(一問一答方式)

- 「渥美半島を元気に！」するための職員の採用について
 - 1. 求める職員像について
 - 2. 専門的知識を有する職員の確保の考え方について
 - 3. 任期付職員の採用実績とその考え方について
 - 4. 総合能力試験の実施状況と課題について
 - 5. 部活動指導員について

平成29年6月13日(予定)

6番 市民クラブ 廣中清介議員

(一問一答方式)

- 三河田原駅前工場跡地活用事業について
 - 1. 市民への情報提供について
 - 2. 商業施設の整備手法と方向性について
 - 3. 親子交流施設の整備手法と方向性について

7番 日本共産党田原市議団 河邊正男議員

(一問一答方式)

- 平和首長会議による公開書簡について
 - 1. 公開書簡に対する市長の見解は
 - 2. 核兵器廃絶国際署名への署名について
 - 3. 平和首長会議決定文書の市ホームページへの掲載について

(一問一答方式)

- 田原市農業・農村振興条例について
 - 1. 農業の推移と課題の克服について
 - 2. 農業・農村振興条例の制定について
 - 3. リーダーを育成するためのアグリビジネススクールについて
 - 4. 市民水田による遊休農地解消について

(一問一答方式)

- 学校全体配置計画の見直しについて
 - 1. 学校全体配置計画の総括について
 - 2. 見直しの基本方針について

8番 無所属クラブ 杉浦文平議員

(一問一答方式)

○ バイオマス事業について

1. バイオマス事業の現状について
2. 下水汚泥以外のバイオマス事業の方向性について

9番 自民クラブ 古川美栄議員

(一問一答方式)

○ 保育園・学校の跡地利活用に対する姿勢について

1. 廃止された保育園・小中学校等はどのような利活用が可能か
2. 耐用年数に満たない既存ストックに対する市の考えは
3. 全国の利活用事例を見て何を思うか
4. 保有する財産から活用する財産への転換が十分に図られているか

平成 29 年 5 月 29 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子
 (会派名：公明党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	就学援助について
質問項目(小項目)	1. 「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給について
<p>質問要旨: 文部科学省は「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」を平成 29 年 3 月 31 日付で一部改正し、援助が必要な児童等のランドセル等購入費を支給する「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価を従来の約 2 倍に増額するとともに、小学校への入学年度前の支給も補助対象に加えた。</p> <p>また、文部科学省は、平成 30 年 4 月の就学予定者に対し、平成 30 年 3 月に「新入学児童生徒学用品費等」を支給する場合には、平成 29 年度予算への経費計上が必要であるとしている。</p> <p>これらの改正を受け、本市の対応はどのようなになるのか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 就学援助の現況について
<p>質問要旨: 要保護児童生徒援助費補助金の支給項目のうち、「医療費」については、本市では子育て支援策の一つとして、既に中学 3 年生までの入通院費の全額助成が実施されているが、その他の補助金支給項目について、本市ではどのような就学援助が行われているのか、各支給項目の具体的な現況を伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成29年5月29日(16時51分受付)	受付番号	3-1
------------	----------------------	------	-----

平成 29 年 5 月 29 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子

(会派名：公明党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	安心で快適なトイレの洋式化等整備の取組について
質問項目(小項目)	1. 既設公衆トイレの整備状況について
質問要旨:市民や観光客が利用する施設内のトイレや公園等にある屋外トイレについて、洋式便器、障害者用トイレ、おむつ交換台及びベビーチェアの設置、また、トイレの衛生面や快適性を考慮した付帯設備等の整備状況は。	
質問項目(小項目)	2. 小中学校施設のトイレの状況は
質問要旨:平成 28 年 11 月に「公立小中学校施設のトイレの状況調査」の結果が文部科学省から発表されているが、本市の状況はどのようなであったか伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 5 月 29 日 (16 時 51 分 受付)	受付番号	3-2
------------	---------------------------------	------	-----

平成 29 年 5 月 29 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 仲谷 政弘
 (会派名：自民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	まちなかの賑わいづくりの取組について
質問項目(小項目)	1. 多くの市民や来訪者で賑わうまちづくりについて
<p>質問要旨:平成 28 年 3 月に認定を受けた「田原市中心市街地活性化基本計画」の基本方針 1 には、「渥美半島の地域資源を活用した魅力的な施設の設置、歴史資源を活用した景観形成や歩行環境の充実等により、商業の活性化や「賑わい」の創出を図る」とあり、その目標として「まちなかを歩く人を増やす」と設定し、計画ではいくつかの関連事業が掲げられているが、これらの主な事業の取組の状況や今後の考え方、見込みはどうか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 住みたくなる、住み続けたくなるまちづくりについて
<p>質問要旨:同計画の基本方針 2 には、「居住環境の整備や魅力づくりにより、「まちなか居住」を推進する」とあり、その目標として「まちなかに住む人を増やす」と設定しているが、主な関連事業の取組の状況や今後の考え方、見込みはどうか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	3. 誰もが活動したくなるまちづくりについて
<p>質問要旨:同計画の基本方針 3 には、「市民や来訪者が中心市街地で何かしたくなる、誰もが活動できるような場や機会をつくる」とあり、その目標として「新規出店や活動場所を増やす」と設定し、まちなか賑いイベント開催事業や三河田原駅前工場跡地活用事業に取り組んでいると思うが、その取組の状況や今後の考え方、見込みはどうか伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 5 月 29 日 (16 時 50 分受付)	受付番号	2
------------	--------------------------------	------	---

平成 29 年 5 月 31 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 長神 隆士
 (会派名：自民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	6 次産業化と農商工等連携について
質問項目(小項目)	1. 6 次産業化、農商工等連携に係る本市の課題について
質問要旨: 田原市においては、他産地に比べ 6 次産業化・農商工等連携などの取組が遅れていると感じるが、市としてその要因をどのように捉えているのか。	
質問項目(小項目)	2. 新規事業者の参入に関する取組について
質問要旨: 6 次産業化・農商工等連携を進めるうえでは、新たにこうした分野に取り組む事業者の育成が急務だと思うが、市内における取組の状況について伺う。	
質問項目(小項目)	3. 渥美半島たはらブランド認定の取組について
質問要旨: 6 次産業化等を進めるうえでは、販路形成が大きな課題と言われている。田原市でも渥美半島たはらブランドの認定を行っているが、これまでの取組の状況について伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	4. 産直施設を活かした新たな産業の創出について
質問要旨:市内には道の駅やJ Aが運営するふれあい広場などの産直施設があるが、これらを活かし、新たな産業創出に結び付けるための展開について市の考えを伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 5 月 31 日 (9 時 01 分 受付)	受付番号	4
------------	--------------------------------	------	---

平成 29 年 5 月 31 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 森下 田嘉治
 (会派名：自民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	再生可能エネルギー普及に係る対応について
質問項目(小項目)	1. 太陽光・風力発電施設の設置に関するガイドライン施行後の状況について
<p>質問要旨：「田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」及び「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」が施行され、それぞれ 1 年及び 5 年が経つが、ガイドラインの趣旨は事業者十分に浸透し、尊重されているか。</p>	
質問項目(小項目)	2. 小型風力発電事業の普及と課題について
<p>質問要旨：FIT の買取価格でも特に高単価な小型風力発電については、最近になって設備認定機種が揃い始め、十分な採算性をうたう機種やメーカーもあり、一部では投資が始まっている。これらの動向を踏まえ、小型風力発電事業の普及とその課題について、市としての見解を伺う。</p>	
質問項目(小項目)	3. 営農型発電施設への考え方について
<p>質問要旨：平成 25 年 3 月 31 日の農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、再生可能エネルギー発電施設設置に係る農地転用の扱いが明確化された。本通知にある基本的な考え方は、営農の適切な継続が確保される場合に副収入的発電も認める方向にあると読み取れる。本市における同様の事例は把握していないが、日本一の農業市としてどのような見解をもっているか伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	4. 小型バイオマス及び小水力・マイクロ小水力発電事業の普及等へ向けた考え方について
<p>質問要旨:平成 20 年 2 月に田原市バイオマスタウン構想が示され、様々なバイオマス資源の利活用が検討されたと思うが、具体的な実施には至っていない。近年、小型バイオマス発電を始めとする、小型化されたプラントが注目されている。小型化プラントによる資源循環は、集約化を必要としないと同時にリスク負担も軽減される。また、小型の発電としては、小水力・マイクロ小水力発電も注目されており、流水の少ない本市にも活用が可能と思われる。これらの活用等に向けた市の考え方を伺う。</p>	
質問項目(小項目)	5. 再生可能エネルギー施設の防災上の観点からの検証について
<p>質問要旨:平成 27 年 9 月に本市議会が設置した「再生可能エネルギー施設立地規制検討特別委員会」では、景観、自然環境保全及び防災の観点からも調査検討を行っている。特別委員会による報告後、太陽光パネルの設置により、火災の発生や火災時の鎮火作業の遅れ、浸水地域での感電の危険性など、その発電特性に防災上の課題があるのでは、との懸念が出ているが、その検証と対策について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	6. 各種計画、ガイドラインの改定について
<p>質問要旨:再生可能エネルギーを始めとした、技術の革新は非常にスピード感があり、各種計画及びガイドラインとの乖離はやむを得ないとも思うが、市として、それらの変化や乖離に対策を行っていく考えはあるか。</p>	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200 字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 5 月 31 日(11 時 55 分受付)	受付番号	6
------------	-------------------------------	------	---

平成 29 年 5 月 29 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 貴夫
(会派名：自民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	「渥美半島を元気に！」するための職員の採用について
質問項目(小項目)	1. 求める職員像について
質問要旨	田原市においては、人口減少や高齢化が進む中、防災対策、地域医療対策などの様々な喫緊の課題があり、こうした政策課題に対応しているのが市役所職員であると考え。「渥美半島を元気に！」するため、優秀な人材を確保することは、極めて重要であると考え、本市が求める職員像について伺う。
質問項目(小項目)	2. 専門的知識を有する職員の確保の考え方について
質問要旨	人口減少、多様化する行政ニーズの下、市民の満足度を上げるため、また、様々な政策課題を打破し、「渥美半島を元気に！」するためには、今後は専門的な知識を備えた職員を採用していくことが有用であると考え、市の考えを伺う。
質問項目(小項目)	3. 任期付職員の採用実績とその考え方について
質問要旨	高度の専門的な知識、経験を有する人について任期を定めて採用することのできる任期付職員の採用制度を平成 20 年度から創設しているが、現在までの採用実績とその考え方について伺う。

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	4. 総合能力試験の実施状況と課題について
質問要旨：本年度から、従来の公務員志望者のほか、民間志望者にも対象を広げるため、学科試験を実施せず、より人物を重視した試験内容とする新しい「総合能力試験」の導入を図っているが、その実施状況と課題について伺う。	
質問項目(小項目)	5. 部活動指導員について
質問要旨：学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動、いわゆる部活動に係る「部活動指導員」制度を創設し、学校における部活動の指導体制の充実を図ることを目的に、文部科学省は「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を、本年4月1日から施行している。この部活動指導員制度の導入は、教師の負担軽減にも資すると考えるが、市の考えを伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 5 月 29 日 (13 時 00 分受付)	受付番号	1
------------	--------------------------------	------	---

平成 29 年 6 月 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 廣中 清介
 (会派名：市民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	三河田原駅前工場跡地活用事業について
質問項目(小項目)	1. 市民への情報提供について
<p>質問要旨：市民に唐突感を与えないスムーズな事業の導入・推進のために、事業の全体構想や施設整備の概要について、市民に前もって情報を提供していく必要があると考える。</p> <p>市民への情報提供についての基本的な考え方を伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 商業施設の整備手法と方向性について
<p>質問要旨：地域未来投資促進事業費補助金の活用によるインバウンド消費の取り込み、道の駅「田原めっくんはうす」との連携による渥美半島のエントランス機能の確立、まちなか回遊・半島回遊を促す工夫など、商業施設の整備手法と方向性について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	3. 親子交流施設の整備手法と方向性について
<p>質問要旨：社会資本整備総合交付金の活用による「子育て世代包括支援センター」の設置と、「子育てのまち田原市」の発信、商業施設との相乗効果による賑わいの創出など、親子交流施設の整備手法と方向性について伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 6 月 1 日(10 時 09 分受付)	受付番号	8
------------	------------------------------	------	---

平成 29 年 6 月 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 河邊 正男

(会派名：日本共産党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	平和首長会議による公開書簡について
質問項目(小項目)	1. 公開書簡に対する市長の見解は
<p>質問要旨:核兵器禁止のための多国間条約に関する交渉の取組に対し、強い支持を表明することを目的に、本年3月に「平和首長会議による公開書簡」が発出されている。公開書簡には、「被爆者にとって核兵器は非人道的兵器の極みであり、絶対悪であること」「世界には推定 15,000 発の核兵器が存在していること」「誤解や事故により核兵器が使われる可能性が相当に高く、核テロの危険性も無視できない状況であること」「核兵器廃絶という目標に向けた一步は核兵器の法的禁止であり、これこそが目標に向けての重要かつ不可欠な転換点となること」などが記されている。</p> <p>この公開書簡に対する市長の見解を伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 核兵器廃絶国際署名への署名について
<p>質問要旨:市民の安全と福祉を守る重責を担う市長の仕事は、公開書簡を前に動かすことであると考えている。</p> <p>核兵器廃絶という目標に向け、田原市長として「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に署名すべきではないか。</p>	
質問項目(小項目)	3. 平和首長会議決定文書の市ホームページへの掲載について
<p>質問要旨:平和は最大の福祉であり、その立場を市民で共有すべきと考える。</p> <p>多くの自治体において、平和首長会議の公開書簡等の決定文書がホームページに掲載されているが、本市も市のホームページに掲載し、市民への周知を図るべきではないか。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 6 月 1 日 (9 時 01 分 受付)	受付番号	7-1
------------	-------------------------------	------	-----

平成 29 年 6 月 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 河邊 正男
 (会派名：日本共産党田原市市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	田原市農業・農村振興条例について
質問項目(小項目)	1. 農業の推移と課題の克服について
<p>質問要旨:本市における農家の戸数、専業・兼業農家の割合、経営者の平均年齢、後継者のいる農家数及び遊休農地等の推移はどのようになっているか。</p> <p>また、平成 29 年度が計画の終期となる「たはら 21 新農業プラン」について、今年度改定を進めるにあたり、現状で抱えている様々な課題の克服に向けた施策の展開はどのようなものを想定しているのか。</p>	
質問項目(小項目)	2. 農業・農村振興条例の制定について
<p>質問要旨:農業は本市の基幹産業の一つである。安心・安全な農産物を安定的に供給できる生産活動の基盤が保全され、農村が持つ多面的な機能が発揮でき、市民生活に潤いの場の提供ができるまちづくりが不可欠である。</p> <p>農は市民全体のものであり、農業は生命・暮らしを支える原点である。農業を守り、伸ばし、次世代に引き継いでいくことを法的に支えるための「農業・農村振興条例」が必要ではないか。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	3. リーダーを育成するためのアグリビジネススクールについて
<p>質問要旨:「たはら 21 新農業プラン」の基本理念には「農業に魅力を感じ、創意工夫して取り組む意欲のある人財(材)を積極的に育む」と明確に記されている。</p> <p>今後の田原市の農業を支えていくのは、農業青壮年の方々であり、農業に軸を置いた地域のリーダーの育成は急務であると考えます。</p> <p>今こそアグリビジネススクールを開校すべきではないか。</p>	
質問項目(小項目)	4. 市民水田による遊休農地解消について
<p>質問要旨:農は市民全体のものである。農家、非農家、行政の力で遊休水田の解消策を考えるべきではないか。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨:</p>	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 6 月 1 日(9 時 01 分受付)	受付番号	7-2
------------	-----------------------------	------	-----

平成 29 年 6 月 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 河邊 正男

(会派名：日本共産党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	学校全体配置計画の見直しについて
質問項目(小項目)	1. 学校全体配置計画の総括について
<p>質問要旨:平成 26 年 12 月策定の「学校全体配置計画」には、「学校再編の基本的認識」に「学校の小規模化によるデメリットを解消し、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことが肝要」と記されており、この認識等を踏まえて小中学校の適正化が進められてきた。</p> <p>今回、学校全体配置計画の見直しを行う旨、5 月 25 日の文教厚生委員会で説明があったが、既存計画に対してどのような総括を行い、見直しの基本方針をまとめたのか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 見直しの基本方針について
<p>質問要旨:「学校全体配置計画見直しの基本方針の概要」の「見直しの主な背景等」の一つとして、「学校統合の検証、教育的観点や地域づくりの核に配慮」が示され、「統合後の岬小・旧野田中を検証(バス通学による登下校の負担や財政的負担等)し、計画に反映」とあるが、どのような検証か。</p> <p>また、「計画の基本的な方向性」に「学校の適正規模」として、「従来の考え方に変更なし」と記されているが、「適正規模」の考え方の根拠は何か。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 6 月 1 日 (9 時 01 分 受付)	受付番号	7-3
------------	-------------------------------	------	-----

平成 29 年 6 月 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 杉浦 文平
 (会派名：無所属クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	バイオマス事業について
質問項目(小項目)	1. バイオマス事業の現状について
<p>質問要旨:平成 25 年 9 月の定例議会において、一般質問で「バイオマスの現状と今後」について取り上げた。</p> <p>その中で、下水汚泥のバイオマス事業化を検討する旨の答弁があったが、今、改めて下水汚泥バイオマス事業の現状を伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 下水汚泥以外のバイオマス事業の方向性について
<p>質問要旨:下水汚泥以外のバイオマス事業についての現在の検討状況と、今後の展開について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 6 月 1 日(10 時 40 分受付)	受付番号	9
------------	------------------------------	------	---

平成 29 年 5 月 31 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 古川 美栄
 (会派名：自民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	保育園・学校の跡地利活用に対する姿勢について
質問項目(小項目)	1. 廃止された保育園・小中学校等はどのような利活用が可能か
<p>質問要旨:過去に廃止したものから、近々又は将来廃止予定の保育園・学校施設がある。学校の統廃合は中学校が4校となる道筋が見え、今後再編計画を見直すとのことであるが、保育園の統廃合はまだ、道半ばと思われる。少子化が進む中、必要な機能を集約する考えは必要であり、有効と思うが、未利用財産などは見るに耐えない。地域の核として、利活用を模索する道はあると思うがどうか。</p>	
質問項目(小項目)	2. 耐用年数に満たない既存ストックに対する市の考えは
<p>質問要旨:「まだ十分使えるのに、使わせて貰えない」という状況に市民は敏感である。「事業廃止イコール、昨年まで使っていたものを使用できない」とか、「目的を達したので解体処分」という発想は、市民には「もったいなくて」理解を得られにくいと思うが、どう考えるか。</p> <p>また、目的を達成しても新たな目的を設定し、必要に応じた改修を行うことで、低額の初期投資での新規事業が可能と考えるがどうか。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	3. 全国の利活用事例を見て何を思うか
<p>質問要旨:文部科学省がまとめている「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」を始め、廃校施設の活用については、全国の様々な事例が紹介されている。最近はマスメディアでも取り上げられているため、これら取組は多くの市民が承知している。また、市民は、本市でも同様の事業が可能と認識していると思われる。市民のそのような認識について、市としてはどのように捉えているか伺う。</p> <p>また、そのような事業には人的課題、事業の主体性の問題、経済的課題等があり、民間事業者も含め活用主体を広げる必要があると考えるがどうか。</p>	
質問項目(小項目)	4. 保有する財産から活用する財産への転換が十分に図られているか
<p>質問要旨:学校施設などは、その地区の中でも特に条件の良い場所に住民の協力と理解の上、建築された経緯がある。その場所を地区の原動力として活用することができなければ、その地区の将来構想は開けないと考える。跡地利活用は「やれたらどうぞ」ではなく、「やる必要がある事業」と考えるがどうか。</p>	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、議会運営委員会において抽選により決定します。

事務局 記入欄	平成 29 年 5 月 31 日 (11 時 28 分 受付)	受付番号	5
------------	---------------------------------	------	---